

資 エ ネ 第 4 1 8 号
令和5年(2023年)10月4日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 小 口 正 範 様

北海道知事 鈴 木 直 道

幌延深地層研究計画に係る「令和4年度調査研究成果報告」及び「令和5年度調査研究計画」について

先に提出された「令和4年度調査研究成果報告」及び「令和5年度調査研究計画」に関して、別紙のとおり、本年度の確認会議において、令和4年度の研究は計画どおりの成果を得たこと、令和5年度の研究に遅れはないこと、全体を通じて三者協定に違反がないことなどを確認しました。

研究の実施にあたっては、道及び幌延町が確認会議において貴機構に確認した次の事項について、適切に取り組むよう改めて求めます。

また、引き続き、令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知の6つの事項、令和2年11月4日付け環エネ第1042号の13の事項、令和3年7月30日付け環エネ第641号の7つの事項及び令和4年7月29日付け環エネ第710号の7つの事項を実施して下さい。

なお、令和2年1月24日付け環エネ第1480号で通知した6つの事項について、入念的に記載しております。

記

- 1 令和5年度確認会議の確認を踏まえ、今回新たに実施を求める事項
 - (1) 掘削工事に関し、工事の進捗に影響を与える事象が生じた場合には、その状況を説明すること。
 - (2) 掘削工事に伴い発生する排水等について、これまでと同様に排水処理設備において排水基準以下に処理を行うなど、環境保全対策を適切に実施すること。
 - (3) 掘削工事の進捗状況については、幌延深地層研究センターのホームページでの公開などにより積極的な情報公開を行うとともに、次年度以降の研究成果報告書への記載を行うほか、確認会議や住民説明会において、進捗状況を報告すること。
 - (4) 幌延国際共同プロジェクト（以下「共同プロジェクト」という。）に関し、その活動状況のほか、NUMO等の参加機関が訪問した場合の対応状況について、幌延深地層研究センターのホームページで情報発信を行うとともに、確認会議や住民説明会などで公表すること。
 - (5) 共同プロジェクトの進捗に伴い、「令和2年度以降の研究工程」で定める研究工程を前倒しして、共同プロジェクトの研究を行う場合、事前に研究工程の変更に係る説明を行うこと。

- 2 令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知で実施を求めた事項
 - (1) 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること。
 - (2) 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと。
 - (3) 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること。

- (4) 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること。
- (5) 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること。
- (6) 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること。

〔 経済部資源エネルギー局
資源エネルギー課調整係
電 話 011-204-5318 (ダイヤルイン) 〕

環エネ第710号
令和4年(2022年)7月29日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範 様

北海道知事 鈴木直道

幌延深地層研究計画に係る「令和3年度調査研究成果報告」及び「令和4年度調査研究計画」について

先に提出された「令和3年度調査研究成果報告」及び「令和4年度調査研究計画」に関して、別紙のとおり、本年度の確認会議において、令和3年度の研究は計画どおりの成果を得たこと、令和4年度の研究に遅れはないこと、全体を通じて三者協定に違反がないことなどを確認しました。

研究の実施にあたっては、確認会議の場で、道及び幌延町として既に貴機構に確認している次の事項について、適切に取り組むよう改めて求めます。

また、引き続き、令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知の6つの事項、令和2年11月4日付け環エネ第1042号の13の事項及び令和3年7月30日付け環エネ第641号の7の事項を実施して下さい。

なお、確認のため令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知については、記載しております。

記

- 1 令和4年度確認会議の確認を踏まえ、今回新たに実施を求める事項
 - (1) 深度500mまでの坑道掘削の具体的な工程を次年度の確認会議において公表すること。また、PFI事業に要した事業費についても、年度毎に公表すること。
 - (2) 幌延国際共同プロジェクト(以下「共同プロジェクト」という。)の契約書に三者協定に関する内容を加えること。
 - (3) 共同プロジェクトの契約締結前に、確認会議の場において、道及び幌延町に対して契約書へ記載した三者協定に関する内容を報告すること。
 - (4) 共同プロジェクトは、その進捗にかかわらず、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究期間内で終了すること。
 - (5) 共同プロジェクトの実施にあたっては、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の範囲内において進めるとともに、三者協定に関する内容が遵守されるよう、適切に運営していくこと。
 - (6) NUMOが共同プロジェクトに参加する場合は、幌延深地層研究センターで、共同プロジェクトに必要な技術的議論のための現場確認や打合せ等を行うことができるが、現場作業は行わせないこと。
 - (7) 研究内容に関し、道民の皆様から質問等が多く寄せられている事項については、より丁寧な説明を行うこと。
- 2 令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知で実施を求めた事項
 - (1) 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること。
 - (2) 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと。
 - (3) 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること。
 - (4) 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること。

- (5) 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること。
- (6) 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること。

〔経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課調整係
電 話 011-204-5318 (ダイヤルイン)〕

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄 様

北海道知事 鈴木直道

幌延深地層研究計画に係る「令和2年度調査研究成果報告」、「令和3年度調査研究計画」及び「稚内層深部(深度500m)における研究の実施に関する検討結果」について

先に提出あった「令和2年度調査研究成果報告」、「令和3年度調査研究計画」及び「稚内層深部(深度500m)における研究の実施に関する検討結果」に関して、別紙のとおり、本年度の確認会議において、令和2年度の研究は計画どおりの成果を得たこと、令和3年度の研究に遅れはないこと、全体を通じて三者協定に違反がないことなどを確認しました。

研究の実施にあたっては、確認会議の場で、道及び幌延町として既に貴機構に確認している次の事項について、適切に取り組むよう改めて求めます。

また、引き続き、令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知の6つの事項及び令和2年11月4日付け環エネ第1042号の13の事項を実施して下さい。

なお、確認のため令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知については、記載しております。

記

- 1 令和3年度確認会議の確認を踏まえ、今回新たに実施を求める事項
 - (1) 深度500メートルにおける研究は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の範囲を超える研究はしないこと。
 - (2) 工事の進捗については、毎年度提出の調査研究計画や成果報告はもとより、機構のホームページに公開するなど、透明性を担保して、情報発信を行うこと。
 - (3) 工期に影響が生じ得る事象が発生した場合は、機構は速やかに北海道及び幌延町へ報告し、ホームページで公表するとともに、必要に応じて工程への影響を最小限とする方策などについて説明すること。
 - (4) 仮に、研究期間の調整が必要とされる状況が生じた場合は、機構は速やかに北海道や幌延町に報告するとともに、調整後の研究工程や研究内容を報告すること。
 - (5) 坑道整備工事及び研究開始に伴う具体的なスケジュールや計画については、「令和2年度以降の研究工程」及び各年度の研究計画において記載すること。
 - (6) 「埋め戻し」という用語については、研究終了後に幌延深地層研究センターの地下施設全体を埋め戻すことと「人工バリア性能確認試験において試験坑道部分を埋め戻すこと」が混同されることのないよう今後の資料作成においては、明確に区別がつくよう工夫すること。
 - (7) 報道機関を対象とした説明会等の開催を検討するほか、施設公開やホームページ等による情報発信を通じ、幌延の研究施設が最終処分場になる等の不安や懸念の解消に努めること。また、情報の受け手の「分かりやすさ」に配慮したうえで、研究に対する理解の醸成につなげるため、今後も丁寧かつ積極的な情報発信に透明性を持ち取り組むこと。

2 令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知で実施を求めた事項

- (1) 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること。
- (2) 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと。
- (3) 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること。
- (4) 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること。
- (5) 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること。
- (6) 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること。

〔経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課調整係
電 話 011-204-5318 (ダイヤルイン)〕

環エネ第1042号
令和2年(2020年)11月4日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄様

北海道知事 鈴木直道

幌延深地層研究計画に係る「令和元年度調査研究成果報告」及び「令和2年度調査研究計画」について

先に提出あった「令和元年度調査研究成果報告」及び「令和2年度調査研究計画」に関して、別紙のとおり、本年度の確認会議において、令和元年度の研究は計画どおりの成果を得たこと、令和2年度の研究に遅れはないこと、全体を通じて三者協定に違反がないことなどを確認しました。

引き続き、令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知の6つの事項を実施して下さい。

また、研究の実施にあたっては、確認会議の場で、道及び幌延町として既に貴機構に確認している次の事項について、適切に取り組むよう改めて要望いたします。

記

- 令和2年1月24日付け環エネ第1480号通知で実施を求めた事項
 - 1 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること
 - 2 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと
 - 3 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること
 - 4 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること
 - 5 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること
 - 6 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること
- 令和2年度確認会議の確認を踏まえ、今回新たに要望する事項
 - 1 外部評価の意見とその対応を公開する際には、評価の状況を北海道及び幌延町へ報告すること。
 - 2 研究計画に対する研究課題の進捗状況がわかるよう、研究課題毎にどのような成果を出しているのか、また、研究課題間の関連性はどうなっているのかなど、計画書の策定等にあたっては、より分かりやすい資料の作成に努めること。

- 3 研究終了後の埋め戻しの考え方については、瑞浪超深地層研究所の例とともに、埋め戻し方法や工事期間、周辺環境のモニタリングなどの一般的な事例を整理し、来年度の確認会議で示すことを検討すること。
- 4 埋め戻しは、地下研究施設の建設時に発生した掘削土（ズリ）で行うこととしているが、土の性状は経年変化する可能性があることから、今後、埋め戻しの検討において考慮すること。
- 5 地域における報告会の説明資料作成にあたっては、道民がイメージしやすい表現を用いるなど受け手側を考慮した資料作りに努めること。
- 6 確認会議において、前年度の研究成果をより早期に確認するため、例年、新年度計画の提出より後となっている前年度の研究成果については、来年度以降、一部見込みになる部分もあるが、新年度の研究計画の提出の際に提出すること。
- 7 来年度以降の計画書の作成にあたっては、当該年度の研究内容と前年度の研究とのつながりを意識するよう努めること。
- 8 幌延深地層研究センターの研究の目的と得られる成果を施設見学会や地域の説明会における資料などにおいて具体的に示す工夫をすること。
- 9 地域の説明会等において、機構の外部委員会の評価や、研究の推進に関することとして地層処分を取り巻く国等の活動状況について報告すること。
- 10 地域の説明会において処分場の選定プロセスとの違いなども紹介していくこと。
- 11 分かりやすい広報資料の作成に向け、外注や広報部署との連携を検討していくこと。
- 12 機構の情報公開の取組について、リスクコミュニケーションの専門家や科学ジャーナリストの方などとも相談し、常に改善し、実行していくこと。
- 13 500mでの研究等を実施するかどうかについて判断した場合は、その内容、理由等について、北海道及び幌延町が開催する確認会議において説明すること。

〔 経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課調整係
電 話 011-204-5318（ダイヤルイン） 〕

環 エ ネ 第 1 4 8 0 号
令和2年(2020年)1月24日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 様

北海道知事 鈴木 直道

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」について(回答)

令和元年8月2日付け令01原機(幌)037及び令和元年12月6日付け令01原機(幌)060により協議申し入れのあった「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」については、受け入れることとします。

合わせて、研究計画の推進に当たって、次の事項を実施すること。

記

- ・ 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること
- ・ 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと
- ・ 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること
- ・ 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること
- ・ 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること
- ・ 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること

(担当部署)

経済部産業振興局環境・エネルギー室
調整グループ

電 話 011-204-5318 (ダイヤルイン)

F A X 011-222-5975